

会 議 記 録			
会議の名称	京都スタジアム（仮称） 検討特別委員会（第１３回）		会議場所 全員協議会室
			担当職員 鈴木
日 時	平成２９年３月２３日（木曜日）	開 議	午後 ３時３０分
		閉 議	午後 ３時４８分
出席委員	◎木曾 ○藤本 三上 山本 平本 福井 齊藤 菱田 小島 馬場 明田 石野 <湊議長>		
執行機関出席者			
事務局出席者	門事務局長、山内次長、船越副課長、鈴木議事調査係長、三宅主任、池永主任		
傍 聴	市民１５名	報道関係者２名	議員８名（酒井、富谷、小川、奥村、奥野、並河、竹田、西口）

会 議 の 概 要

１５：３０

１ 開議（木曾委員長あいさつ）

２ 日程説明

〔事務局長 説明〕

- ・本請願については、一般会計予算に関連することから、３月１０日に委員間討議までの審査等を実施した。本日については、討論、採決を行っていただくこととなる。

<木曾委員長>

事務局説明の通り進めるが、これでよいか。

—全員了—

<木曾委員長>

報道機関から撮影許可申請が出ているので、許可する。

３ 請願について（討論～採決）

（１）亀岡駅北スタジアム新用地購入の中止を求める請願について

〔討論〕

<福井委員>

予算特別委員会で審査を行い、一般会計の予算計上に賛成した立場である。このため、新用地購入を中止する請願の内容については、当然反対する。２０億５００万円の内容を含め、スタジアム計画について賛成する立場であり、請願を受け入れる余地はなく本請願に反対する。詳細は本会議で述べる。

<明田委員>

用地購入を中止することは考えられない。財政が悪化することについて、執行機関から大丈夫だとの答弁があった。環境保全専門家会議と京都府公共事

業評価に係る第三者委員会に関して、予算特別委員会で指摘要望の意見があった。請願の内容にはなじまないので、反対する。

<三上委員>

市民の間で賛否が分かれている。スタジアムについて何が何でも反対という人ばかりでもない。京都府においても、着工を認めた状況ではない。これまで、京都スタジアム（仮称）検討特別委員会で、質疑項目を検討してきたが、明らかにしなければならない内容がまだまだある。財政的には、安全運転していれば大丈夫かもしれないが、亀岡市の将来負担比率等は、他市と比べても満足な状況ではない。市民が望む施設の見通しが立たない中、市民からは別のものを望む声もある。すぐに購入できるものではないと、知事も市長も発言されている。拙速に購入すべきではないという趣旨に賛成する。

<藤本副委員長>

京都スタジアム（仮称）建設は、多くの市民の要望である。京都府が候補地を公募し、検討された結果、亀岡市への建設が決定された。最初の予定地が、国の天然記念物アユモドキの保護のため、環境保全専門家会議から場所移転の提言があり、京都府も亀岡市もこれを受け入れ、亀岡駅北土地区画整理事業用地を取得するものである。亀岡市が全額市債で購入することについて、市の財政に大きく影響するものではないとの答弁もあった。昨日の予算特別委員会でも可決され、京都府でも予算が可決された。さらに、49人の地権者の了解も得られている状況であり、今後の亀岡市の発展も考え、本請願には反対する。

<馬場委員>

本請願に賛成する。1万2543筆の署名の重みを、当議会としてどれだけ受け止めるかである。亀岡市の人口が減少している中で、1万を超える署名が集まったことを議会で受け止めるべきである。18号台風を経験している市民は納得できないのではないか。防災備蓄倉庫を設置しても、孤立してしまえば、スタジアムが成り立つのか。財政上の問題は大丈夫だと答弁されたことについて、亀岡市の中期財政見通しでは「以上のような歳入、歳出の状況の中で、主要3基金からの取り崩しを行わないとした場合、5年間で約28億円の財源不足が生じる見込みです。平成27年度末における主要3基金の残高は約24億円で、収支不足額を基金から賄うとしても期間中に基金は枯渇することになります。」と記載されている。スタジアムは全額市債で賄うとされており、20億円を借入れて毎年2億円を返済していくこととなる。他市と比べて、遅れている教育分野、社会福祉分野に対応できない状況になっている。水害、財政の問題も含め、市民の意思を受け止めて賛成されることを望む。

<木曾委員長>

本特別委員会がこの請願を軽く扱ったという内容をおっしゃったと受け止めたが、請願者からの意見陳述の機会を設け、十分に議論した結果、本日を迎えたと私自身は思っている。誤解のないよう、発言には十分気を付けていただきたい。本委員会の本来の趣旨に反する言葉は慎んでいただきたい。

[採決]

（受理番号1）亀岡駅北スタジアム新用地購入の中止を求める請願について

不採択 賛成少数（賛成：三上委員、馬場委員）

4 その他

(1) 委員長報告について

＜木曾委員長＞

委員長報告の作成にあたり意見はないか。

(なし)

＜木曾委員長＞

ないようであるので、委員長報告の作成は正副委員長に一任願う。

—全員了—

(2) 議会だよりの記事掲載について

[議事調査係長 説明]

＜木曾委員長＞

意見はないか。

＜馬場委員＞

先ほどの協議会で、最後に委員長が京都府に確認された内容は非常に重要であり、掲載すべきである。

＜木曾委員長＞

委員長として判断して発言した内容であるが、今後、詳細の内容がわかり次第、京都府にも説明を求めていくことを議会だよりの記事に記載することとする。その他の記事掲載について、作成は正副委員長に一任願う。

—全員了—